

令和7年度 事業計画書

社会福祉法人 荻田町社会福祉協議会

はじめに

団塊の世代が 75 才となる 2025 年を迎える中、人口減少も留まる気配をみせず、人と人のつながりの希薄化や福祉人材の確保困難等の問題も顕在化してきています。今後さらに、複雑・多様化する福祉ニーズに対応していくために、一人ひとりの困りごとにしっかり寄り添い、解決に向け、様々な機関や団体・企業等と連携・協働し、地域の支え合いの力を高めていきたいと思ひます。また、そのために社協職員の更なる専門性の向上にも努めてまいります。

国は「地域共生社会の実現」に向け、全ての市町村に「包括的な支援体制の整備」を努力義務としています。本会といたしましても、「包括的な支援体制の整備」に向け社協として何が出来るのかをしっかりと考え、本事業計画に落とし込みました。

「第 5 次地域福祉活動計画」の推進を念頭におきながら、包括的な支援体制の整備に注力していきます。

「小地域福祉活動」は、支え合いの地域づくりを進める上での基盤となる活動です。地域で困りごとを抱える方に早く気づき、寄り添い、必要に応じ専門機関につなげることで問題の重篤化を防いだり、ふれあいいきいきサロンでは孤立化や孤独感の解消も図れています。本活動が継続的に、また機能的に力を発揮できるよう、職員による伴走支援の充実を図ります。

「生活支援体制整備事業」では、社会資源の把握に努めます。社会資源とは「ヒト」「モノ」「財源」「情報」等の事で、今ある社会資源を大切にすることで、生活する上での困りごとの解消に努められるよう調整していきます。また、必要に応じ新たな社会資源の開発にも努めます。

「ボランティアセンター」では、困っている誰かの為に何かしたいと思っている人の思いが形になるよう、ボランティア活動に参加するきっかけを作るため、ちょっと気軽に参加できる形のボランティア活動の機会を提供できるよう取り組んでいきます。そのちょっとしたきっかけから活動する事の楽しさややりがいを感じていただきます。

あんしんセンターでは、判断能力が不十分な方の権利を守る為、成年後見事業や日常生活自立支援事業に取り組んでいます。困難なケース対応も増える中、判断に迷うことも多々増えていますが、社内における情報共有やケース会議の機会をしっかりと作ると共に、関係機関との連携を深めながらより良いサービス提供に努めてまいります。

令和 7 年 3 月 31 日までで、くすの木作業所は閉鎖され、おひさまハウスへ事業譲渡されます。しかし、5 年間はしっかりとサポートするとの条件での事業譲渡であり、おひさまハウスでの運営が安定するよう取り組んでいきます。

【荊田町社会福祉協議会 経営指針】

■基本理念 『誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり』

■令和7年度 荊田町社協スローガン

『ひとりぼっちをつくらない～受援力を高める環境づくり～』

■令和7年度 重点項目

①地域生活課題の早期発見及び居場所づくりの推進

②権利擁護支援体制の強化

③当事者中心の地域づくりの推進

【事業計画目次】

基本指針	包括的な支援体制の整備に向け、目指すこと	(P3)
I	住民福祉活動、ボランティアの推進	(P4)
II	福祉教育の推進	(P9)
III	地域における総合的な権利擁護支援体制の整備	(P10)
IV	組織体制の強化・財政規模の拡大	(P12)
V	ケアプランサービス 事業計画	(P13)
VI	認知症対応型デイサービス在処よってけばあ 事業計画	(P14)

基本指針 包括的な支援体制の整備を目指して

1. 相談支援の推進（窓口で相談を待たず、地域の福祉力を高め、相談を見つける）

相談① 地域や福祉団体等との連携で地域生活課題を見つける

相談② 地域の中に相談しやすい環境をつくる

相談③ 相談を受け止める

相談④ 解決に向けしっかり寄り添う

2. 参加支援の推進（自分を認めてくれる存在や活動・機関とつなげる）

参加① 相談機関につながる支援をする

参加② 地域の中の気にかけてくれる人や助け合い活動につながる支援をする

参加③ 居場所づくりや居場所へのつなぎ支援

参加④ 交流の場づくりや交流の場へのつなぎ支援

参加⑤ 社会資源や福祉情報等の収集、整理、提供

3. 地域づくりの推進（一人ぼっちを作らない地域の支え合い推進）

地域① 日頃から、誰かがつながり、気かけ合い、助け合う地域づくり

地域② 他人事ではなく自分事として捉えられる地域づくり

地域③ 受援力を高め、助けてと言える地域づくり

地域④ 支え合いの意識を高めるための研修会や学習会の開催

地域⑤ 地域の中に助け合いや支え合いの活動をつくる

地域⑥ 地域福祉推進団体等の連携促進や支援の強化

地域⑦ 多様な分野との連携・協働の推進

I 住民福祉活動、ボランティア活動の推進

1. 小地域福祉活動の推進

(1) 見守り活動の推進

① 支え合い会議の開催 相談1・参加2 (5月～10月)

支え合い会議を開催し、地域生活課題の顕在化や支援方法の協議を行い、支援の輪を作ります。

② 推進委員・福祉委員との連携による個別支援の実施 地域2・参加2 (通年)

支え合い会議で顕在化した地域生活課題に対し、地域住民との連携による課題解決を目指します。

③ 気になる世帯への訪問や訪問活動への同行 相談3・参加3 (通年)

支え合い会議で挙げた世帯や訪問活動への同行を通して、サロンへの呼びかけや困りごとの把握に努めます。

④ 定例会やサロンでの相談の受付 相談2 (通年)

定例会やサロンに参加し、地域生活課題の早期発見につながるよう、推進委員・福祉委員、サロン参加者からの相談を受付けます。また、地域活動に関する相談にも気軽に応じていきます。

⑤ 見守りの手引きの配布 地域1・参加1 (6月)

福祉委員が把握した地域生活課題が、関係機関に繋がるよう見守りの手引きを配布します。

(2) ふれあいいきいきサロンの活性化

① レクリエーション道具を活用したサロンの促進 地域1 (通年)

各小地域福祉活動推進地区のふれあいいきいきサロンへ出向き、レクリエーション講座を実施します。

② 出前講座の実施やサロンメニューの提案 地域4 (通年)

ふれあいいきいきサロンで何をすればいいか役員が悩まなくていいように、出前講座の実施やサロンメニューの提案をします。また、30分程度で気軽に呼んでいただけるようなミニ講座の検討をします。

③ 世代間交流の促進 地域1 (通年)

e-スポーツや季節の行事等により世代間交流を促進します。

- ④小地域福祉活動推進地区同士の交流の促進 地域6（通年）

- （3）小地域福祉活動対抗ポッチャ交流会の開催 地域6（8月～9月）
ポッチャの対抗の交流会を行い、活動者やサロン参加者の健康づくりやモチベーションアップにつなげます。

- （4）未実施地区へのアプローチ 地域5・参加4
プチサロンやフレイル学習会等の開催を提案し、集うことやつながることの大切さを感じてもらい、会の立ち上げにつなげます。

- （5）研修会等の開催
 - ①ブロック別会長会議の開催 地域6（6月）
見守り活動の進め方やふれあいいきいきサロンのあり方等を協議します。

 - ②推進地区懇談会の開催 地域2・参加5（12月～2月）
各小地域福祉活動推進地区で懇談会を開催し、活動推進のための情報交換を通じ、地区やリーダーの支援をします。

 - ③推進地区連絡会の開催 地域4（2月）
今後の小地域福祉活動の在り方について他市町村への視察研修を通じて情報交換を行います。

- （6）避難行動支援システムの活用による相談・地域支援記録の強化（4月）

- （7）推進地区個別支援計画の作成（4月）

2. ボランティアセンター活動の推進

- （1）新規ボランティアグループの組織化 地域5※福祉入門教室
 - ①ニーズを把握した上での養成講座の開催とグループ化（1月）

- （2）既存のボランティアグループへの支援
 - ①既存のボランティアグループの紹介冊子の作成 地域5（6月）
 - ②託児ボランティアくれよんメンバー増加のための養成講座の開催 地域5（9月）
 - ③ボランティアフォローアップ講座の開催 地域5（2月）

(3) ボランティアセンターの体制強化

①困りごとや活動希望のニーズが集まるようセンター窓口の周知 相談3
(6月)

②チョボラ等、ボランティア活動先の確保 地域1 (通年)

③ボランティアに関する情報発信の強化 地域5 (通年)

(4) 小学生・高校生向けの福祉講座の開催 地域5 (8月)

(5) 福祉事業所へのボランティアに関するアンケート調査 相談1 (6月)

(6) 企業向け手話学習会 地域7 (7月) ※福祉入門教室
企業窓口担当者向けに手話を学ぶ機会を確保します。

(7) 災害ボランティアの推進

①災害ボランティアに関する研修会の開催 地域4

②災害ボランティア登録制度の実施 地域5 (通年)

③災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの改訂

④災害時相互協定の締結や平時からの関係づくり (通年)

(8) 福祉教育推進校活動の充実 地域2 (通年)

(9) 子ども食堂への支援 相談3 (通年)

(10) 主任児童委員との連携 地域2 (通年)

3. 当事者中心の地域づくり

(1) 不登校・行き渋り当事者の親の会の開催及び組織化 参加 3

(2) 発達障害のある当事者の親の会の開催及び組織化 参加 3

(3) 既存の当事者グループへの重点的な支援 参加 3

①障害者団体連絡会への支援

②きょうだい会への支援

③ふらっとゲーミング部（ひきこもり当事者）支援

(4) 個別支援を通じた地域づくり 参加 4

①外国人支援の促進

②障害のある方の社会参加促進

③行き場のない子どもたちへの居場所づくり

4. 連携・協働の推進

(1) 区長会・民協・老人クラブ・育成会・行政との連携協働の推進 地域 6

(2) 西日本工業大学との連携協働の推進 地域 7

(3) 企業との連携協働の推進 地域 7

(4) 社会福祉法人連絡会活動の推進 地域 6

5. 生活支援体制整備事業の推進

(1) ニーズの把握と資源の見える化の推進 参加 5

高齢者に必要な地域資源情報（生活支援、ボランティア、買い物支援・移動支援・地域助け合い活動等）の把握及び情報発信を進めます。

(2) 第1層つながり隊（協議体）の開催 地域 6

関係者の連携・協働を図る為、協議体を設置し、地域における支え合いが広がるよう協議を進めます。先進地の視察研修も実施します。

(3) 第2層つながり隊（協議体）への支援 地域 1

住民主体の活動となるよう支援していきます。

(4) 生活支援の担い手育成及び支援 **地域4**

①介護予防ボランティア養成研修

- ・レクリエーション講座を実施しボランティアの養成をします

②虹の会活動の支援

有償による支え合い活動の推進支援を行ないます

(5) 社会参加の促進 **参加3**

①誰でも自由に参加できる講座を開催し、社会参加のきっかけづくりをします。

②男性の居場所づくり（かんだ倶楽部）の組織化と運営

③ふれあいいきいきサロン等にてフレイル学習会の開催（通年）

(6) 支え合い意識の啓発 **地域4**

①支え合い冊子の作成（2月）

②SNS・社協だよりによる活動情報の発信（参加した活動すべて SNS 発信）

③住民支え合いフォーラムの開催（2月）

④お宝（ご近所での気かけ合い）の啓発

(7) 企業・団体ボランティア登録制度の推進 **地域7**

企業・団体のボランティア活動と地域との連携を促進します。（通年）

(8) ベース会議（5月・10月・1月・3月）やSCミーティングの開催 **参加5**

事業の進め方について、包括支援センター、福祉課、社協の目線を合わせ、合意形成を図りながら進めていきます。

6. 生活支援サービス等の推進

(1) ハンディキャブ **地域5**

(2) 移動サロン **地域5**

(3) 元気回復サロン **地域5**

(4) SOS徘徊ネットワーク **地域5**

(5) 配食サービス **地域5**

Ⅱ 福祉教育の推進

1. 福祉教育の推進

- (1) 地域福祉セミナーの開催 地域4 (6月)
- (2) 手話奉仕員養成講座 地域4 (4月)
- (3) スポーツレクリエーション祭の開催 参加4
- (4) 社会福祉大会の開催 地域4 (11月)
- (5) 認知症サポーター養成講座の開催 地域4 (通年)
- (6) 出前講座の推進 地域4 (通年)

2. 広報・啓発活動

- (1) 社協だより手をつなごうの発行 地域1
- (2) HP や SNS、チラシ等での情報発信 参加5
- (3) アウトリーチによる広報活動 参加5

Ⅲ 地域における総合的な権利擁護支援体制の整備

1. 日常生活自立支援事業の推進

- (1) 制度についての相談を行います
- (2) 社協包括連絡会で情報共有と制度利用についての協議を行います（毎月）
- (3) 日自の内容点検を行います（4月、9月）
- (4) 広報による日自の紹介を行います

2. 法人後見事業の推進

- (1) 制度についての相談を行います
- (2) 社協包括連絡会で情報共有と制度利用についての協議を行います（毎月）
- (3) 中核と連携して制度の周知を行います

3. 権利擁護の推進

- (1) 日常生活自立支援事業から成年後見制度の利用まで切れ目のない支援
- (2) 生活福祉資金貸付制度や食料支援等の情報周知
- (3) 相談者に寄り添い困難事例にも対応できる相談支援体制の構築
- (4) 勉強会や研修会の実施による利用促進
- (5) 入居支援や死後事務、身寄りのない人支援など、様々な支援の研究

4. 障害者相談支援事業の充実

- (1) 適切なサービス利用計画の作成をします
- (2) 荻田町障害者相談支援事業の受託を継続して行います
 - ・ 一般相談を行います
 - ・ 京都郡自立支援協議会へ参加します

5. 生活困窮状態が続いている世帯への相談支援業務の推進

- (1) 生活状況の把握のため実態調査をします(9月)
- (2) フードパントリーの開催案内をします(8月、12月、3月)
- (3) 借受人世帯からの償還金等の相談

6. 相談窓口の充実

- (1) 心配ごと相談(立ち寄りカフェ)を第1・第3火曜日に開催します
 - ※第1火曜日は公民館を巡回して相談会を実施 **相談2**
 - ※第3水曜日はパンジープラザにて相談会を実施
- (2) 身障心配ごと相談を、毎月第1火曜日に開催します
- (3) 無料法律相談を毎月1回、開催します
- (4) 相続・成年後見等相談を、年に4回開催します(4月、7月、10月、1月)
- (5) 終活相談を年に4回開催します(5月、8月、11月、2月)

IV 組織体制の強化・財政規模の拡大

1. 組織体制の強化

- (1) 理事会・評議員会の開催
- (2) 委員会活動の推進
 - ①財政基盤強化委員会 ②社協のあり方検討委員会
 - ③成年後見等運営委員会 ④社会福祉大会実行委員会
- (3) 地域福祉活動計画・事業計画の進捗管理の強化
- (4) 職場の心理的安全性の向上
毎週のミーティングや週報等により、困ったが言いやすい環境を作ります
- (5) 人権学習の開催による職員の人権感覚の醸成
- (6) 中期経営計画の策定
社協の将来ビジョン（3～5年）を考え、経営戦略を作成します。
- (7) 資金管理（会計）の効率化
ペーパーレス化により担当者業務の効率化を進めます
- (8) 経費節減・削減の徹底
職員で定期的に話し合いの機会をもち、経費のムダを点検・改善します
- (9) カスタマーハラスメント対策の推進

2. 財政規模の拡大

- (1) 社協会員増加に向けた取組み
 - ①個人会員の増加に向けて区へ回覧を行います
 - ②法人・企業・団体会員増加に向けて、新規開拓を行います
 - ③アピールの強化
- (2) 赤い羽根共同募金運動の推進
 - ①福岡県共同募金会荏田町支会理事会
 - ②街頭募金でキャッシュレス決済PayPayを導入し協力者を増やします
 - ③配分委員会の開催による適正な配分
- (3) 自主財源の確保
 - ①葬祭事業仲介手数料 ②自動販売機設置販売
 - ③郵便物販売手数料 ④バザー品の販売
 - ⑤カレンダーバザーの実施 ⑥使用済み切手販売手数料
 - ⑦チャリティイベントの開催 ⑧自主財源拡大検討

V ケアプランサービス 事業計画

本人・家族の意向を尊重し、自立した生活が継続できるよう、多職種・地域との連携を図り、公正中立なケアマネジメントの実践に努めます。

1. 自立支援を目的に適切なケアプランを作成します
要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、その人らしく自立した日常生活を営むことが出来るよう、法令遵守の元、ケアプランの作成に努めます。
2. 特定事業所加算算定事業所としての役割を遂行します
研修会への参加の機会を確保するとともに、他事業所と共同による事例検討会の開催を企画・運営し、当事業所および地域のケアマネジャーの資質向上に努めます。また、町内他事業所の主任介護支援専門員との連携を図り、地域の介護支援専門員の抱える課題・地域課題に対してパイザー的機能を担えるよう努めます。
3. 虐待の早期発見・早期対応に努めます
虐待が疑われる事例が発生した際は、早期に保険者へ報告し、情報の共有を図ります。虐待防止委員会の開催や研修への参加を通じ、虐待への認識を深め、虐待の防止に努めます。
4. 災害・感染症発生時も業務を継続します
災害・感染症発生時においても、可能な限り業務を継続できるよう努めます。クラウド式ソフトおよび ZOOM 等の ICT を活用し、災害・感染症発生時も途切れることなく、関係機関と連携し支援に努めます。
5. ハラスメントの防止
職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に努めます。
6. 地域への広報活動・介護保険の理解促進に努めます
介護保険相談窓口であることを掲載し相談しやすい環境づくりに努めます。

VI 認知症対応型デイサービス 在処よってけばあ 事業計画

認知症の進行予防、意欲向上が図れ、個々にあった専門的なケアを提供する事で住み慣れた地域で安心して在宅生活が継続できるように支援します。

1. 職員の専門性と資質の向上

認知症の進行に伴う不安や苦痛を受けとめ気持ちに寄り添う介護、認知症の人の持つ力、できない事でなく、できる力に目を向けられるように専門職として自己研鑽に励むと共に、研修への参加や資格取得を奨励し資質や技術の向上を図ります。

2. 地域との交流の促進

地域と安心して交流できる機会を作るように努めます。

3. 家族介護支援の強化

家族が介護について一人で抱え込まない様に、認知症についての理解や対応の仕方、問題点などについて話しやすい場を提供していきます。

4. 情報発信

日々の様子やイベント情報、また認知症に関する知識や介護情報などを掲載し在処の理解を広げます。